

委員会などの開催状況

平成21年1月から平成21年3月までの開催分

1月 6日 議会改革研究会小委員会	3月 3日 議会運営委員会
1月 6日 各派交渉会	3月 3日 新市民病院建設調査特別委員会
1月14日から16日 生活文教委員会行政視察	3月 5日 総務委員会
1月14日から15日 建設委員会行政視察	3月 5日 健康福祉委員会
1月23日 議会改革研究会小委員会	3月 6日 生活文教委員会
1月23日 新市民病院建設調査特別委員会	3月 6日 建設委員会
1月28日 議会だより編集委員会	3月10日 予算特別委員会
1月30日 新市民病院建設調査特別委員会	3月11日 予算特別委員会
2月 3日 生活文教委員会	3月12日 予算特別委員会
2月 3日 総務委員会	3月13日 予算特別委員会
2月 9日 各派交渉会	3月16日 新市民病院建設調査特別委員会
2月 9日 健康福祉委員会	3月17日 議会運営委員会
2月10日 議会改革研究会小委員会	3月17日 議会協議会
2月17日 議会運営委員会	3月23日 議会だより改革検討会
2月19日 議会だより改革検討会	3月23日 議会改革研究会小委員会
	3月30日 健康福祉委員会

主な委員会などの内容

は、採決の結果、賛成多数で可決しました。

③市役所職員の勤務時

◎総務委員会

2月3日

2件の所管事務調査を行いました。

①21年度組織機構改

革について、 prio窓口セ

ンターや企業立地推進課

の新設などをすること、

②21年度から23年度まで

の行政改革推進計画につ

いて、コストの削減額を3

年度の累計で約10億円と

する内容について、調査を行いました。

3月5日

定例会中に開催し、付

託された4議案の審査と、1件の所管事務調査を行いました。

①市長マニフェストにある少數精銳化に整合させ、職員定数を削減する議案、②中国江蘇省無錫市新区と友好都市提携を結ぶとする議案について

時間45分と、15分短くす

る議案、④機能別消防団員を増員する議案について

は、全員一致で、可決しました。

所管事務調査では、消

防の広域化について、東三

河各市の消防の現状等に

ついて、調査を行いました。

◎健康福祉委員会

2月9日

1件の所管事務調査を行いました。

第3回豊川市民病院

改革プラン策定会議の報

告の中で、病院の経営基

盤の強化、変化する医療

環境に、迅速かつ的確に

対応するため、地方公當

企業法の全部を適用すること、新市民病院では增

床していくことなどにつ

定めた水道ビジョンについて、調査を行いました。

した。

1月30日

12月18日に開催された

第2回新豊川市民病院

基本構想策定委員会で報

1月23日

◎新市民病院建設
調査特別委員会

八幡地区に新市民病院

を建設するために、建設

予定地が工業専用地域で

あることから、用途地域

を準工業地域へ変更する

こと、都市計画道路蔵子

線の迂回路を始めとした

周辺道路等の交通安全対

策について、調査を行いま
どについて、広島国際大学

河口教授から説明を受

け、調査を行いました。

3月3日

2月19日に開催された

経営状況、新市民病院の

建設予定地の評価内容な

どについて、広島国際大学

河口教授から説明を受

け、調査を行いました。

3月16日

新市民病院基本構想に

対して、特別委員会とし

ての意見を反映させるた

め、各会派から出された

意見・要望をもとに、議論

を尽くし、市長宛てに、9

項目の意見を基本構想に

反映させるよう申し入れ

ました。

第3回新豊川市民病院

基本構想策定委員会で報

告された、基本構想案に

ついて、河口教授から説明

を受け、新市民病院の構

造、施設設備、病床数の増

床、建設単価、北部医療

圏との関係などについて、

調査を行いました。

新豊川市民病院イメージ図



新市民病院 建設調査特別委員会	
◎委員長	○副委員長
鈴川 智彦	大野 良彦
石畔 義章	二村 良子
鈴木 八良	太田 今泉
井川 郁恵	牧田 直人
岩倉 一夫	千枝子
牧田 郁恵	太田 良子
高橋 佐藤	西川 淳乙
上谷 俊子	西川 淳乙
川米 高橋	柳田 通夫
佐藤 郁恵	西川 通夫
鈴原 政明	米子 陽子
佐藤 郁恵	米子 陽子
佐藤 智之	通夫 俊子

◆◆◆◆◆議会運営を変更します！◆◆◆◆◆

市議会では、議員で構成する議会改革研究会と小委員会を設置して、議会運営について協議してきました。新しく実施することや変更することについて御報告します。

①平成21年12月定例会より、インターネットで本会議の中継映像を配信する予定です。

②一般質問の方式を次のとおり変更します。

○質問する場所 1問目から質問席で行う方法と、1問目は登壇し、2問目以降から質問席で行う方法を、議員が選択することになりました。

○一問一答方式 質問項目が2つ以上あるときは、最初の項目から一問一答で実施することになりました。以前は、最初に全項目について質問し、再質問から一問一答で質問していました。

○質問時間 議員の質問時間のみ(答弁は除く)で30分以内としました。